

# 長崎県消防団協力事業所情報掲載要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、ホームページ「ながさきの消防団」の消防団協力事業所の紹介ページに掲載する事業所情報の取り扱いについて、必要な事項を定める。

## (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者情報 消防団協力事業所の情報のうち事業所名と所在地以外の情報
- (2) 掲載ページとは、ホームページ「ながさきの消防団」の消防団協力事業所の紹介ページのうち検索結果画面及び詳細情報画面をいう。
- (3) 掲載希望事業所 掲載ページに事業者情報の掲載を希望する消防団協力事業所
- (4) 掲載事業所 掲載ページに事業者情報を掲載した消防団協力事業所

## (事業所情報の掲載位置等)

第3条 事業所情報を掲載する位置、規格、枠数及び掲載方法は、掲載ページの仕様によるものとする。

## (事業所情報の掲載範囲)

第4条 次の各号に掲げる業種又は事業者に係る事業所情報は、掲載しないものとする。なお、事業所情報掲載中においてこれらに該当することになった場合も同様とする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に該当するもの
- (2) 消費者金融に係るもの
- (3) たばこに係るもの
- (4) 賭博・ギャンブルに係るもの
- (5) 県から指名停止等の不利益処分を受けているもの
- (6) その他、掲載ページに掲載する業種又は業者として適当でないと認められるもの

2 掲載情報の内容は、ホームページ「ながさきの消防団」の公共性、品位及び信頼性を損なうことのないものとし、次の各号のいずれかに該当する場合は掲載しないものとする。なお、事業所情報掲載中においてこれらに該当することになった場合も同様とする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの
- (3) 政治性又は宗教性のあるもの
- (4) 誇大又は虚偽のおそれのあるもの
- (5) 主義主張や個人名を掲載するもの
- (6) 青少年の健全育成にとって有害なもの
- (7) その他、掲載ページに掲載する事業所情報として適当でないと認められるもの

(事業所情報の掲載申請)

第5条 掲載希望事業所は、様式1により掲載を希望するデータを添えて電子データ又はファクシミリにより、県へ申請しなければならない。

2 前項の申請先は長崎県消防保安室の指定するメールアドレス又はファクシミリ電話番号とする。

(掲載内容の審査及び掲載の可否)

第6条 掲載内容の審査及び掲載の可否の決定については、長崎県消防保安室長が行う。

2 県は、審査の結果、掲載申請のあった情報の一部又は全部を掲載しないことができる。

3 県は、事業所情報を掲載しない決定をしたときは、文書で掲載希望事業所へ通知するものとする。

(掲載の削除)

第7条 掲載の削除を希望するときは、様式2により県へ申請しなければならない。

2 前項の申請が提出された場合は、県は掲載情報を削除する。

3 協力事業所の認定が取り消された場合は、県は掲載情報を削除する。

(事業所情報掲載料)

第8条 事業所情報の掲載料は無料とする。

(掲載希望事業所の責務)

第9条 掲載希望事業所は、掲載希望事業所が指定したリンク先のホームページの内容、その他事業所情報に関するすべての事項について、一切の責任を負う。

2 掲載希望事業所は、事業所情報の掲載により、第三者に損害を与えた場合は、掲載希望事業所の責任及び負担において解決しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、事業所情報掲載に関して必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は令和3年5月25日から施行する。